

資料6-5 異議等申立対応要領 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>第3章 異議等申立審議委員会 (委員会の開催)</p> <p>11. 審議委員会の委員長は、10.項の業務を実施するため、審議委員会の全参加者の構成確定後30日以内を目途に審議委員会を召集し、必要な審議を行い、審議開始後6ヵ月以内を目途に必要な業務を完了させるものとする。審議委員会は、委員および必要な委員以外の参加者全ての出席のもとにおける対面での審議を原則とするが、必要な場合、審議委員会の委員長の判断により、書面による審議を行うことができる。 審議委員会の審議は、その過半数の賛成をもって議決とする。</p>	<p>第3章 異議等申立審議委員会 (委員会の開催)</p> <p>11. 審議委員会の委員長は、10.項の業務を実施するため、審議委員会の全参加者の構成確定後30日以内を目途に審議委員会を召集し、必要な審議を行い、審議開始後6ヵ月以内を目途に必要な業務を完了させるものとする。審議委員会は、委員および必要な委員以外の参加者全ての出席のもとにおける対面での審議を原則とするが、必要な場合、審議委員会の委員長の判断により、書面による審議を行うことができる。 審議委員会の審議は、その過半数の賛成をもって議決とする。</p>	<p>脱字につき修正するものである。</p>